平成２２年（フ）第３９４３号
札幌市白石区南郷通５丁目南１番６号　メゾン・プリヴェ南郷弐番館205号
債務者　中村　道子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９５４号
札幌市東区北38条東７丁目２番25号　ハイツ正優Ａ202号
債務者　山田　晴美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６５号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番18―402号
債務者　八鍬まゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９７５号
札幌市南区藤野３条３丁目６番30号
債務者　鈴木　　純
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０１１号
札幌市白石区北郷３条７丁目６番24号　第一橋本マンション
債務者　大場　道子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０４７号
札幌市白石区本郷通８丁目南４番１号　シャトル本郷Ａ―11号
債務者　川村ゆかり
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０５０号
札幌市東区北27条東18丁目６番３号　ファミールベルサＤ１―１号
債務者　中川　利一
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０５１号
札幌市東区北27条東18丁目６番３号　ファミールベルサＤ１―１号
債務者　中川優美香
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７０号
札幌市西区八軒７条東２丁目４番13号　エルムクレスト八軒202号
債務者　伊藤聖子こと　張　　聖姫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
北海道枝幸郡浜頓別町旭ケ丘５―23もえぎ団地５号盛合明美方、住民票上の住所北海道茅部郡鹿部町字本別103番地１
債務者　小田桐正信
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第５号
群馬県藤岡市藤岡579番地３
債務者　小峰　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７号
群馬県高崎市下室田町2904番地４
債務者　姫野　香織
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５６７号
埼玉県深谷市西大沼413番地13
債務者　茂木　　節
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６０号
千葉県旭市ハの1223番地　大塚荘12号
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６６号
千葉県旭市三川3927番地
債務者　岩瀬　博子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６号
新潟市東区岡山104―９　牧野愛美方、前住所新潟県三条市荒町１丁目５番24号
債務者　佐藤　雅司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１４号
新潟県三条市中新４番26号
債務者　白椿　貞夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部